準備は大丈夫? 令和7年4月から建築確認・省エネに 関する制度が大きく変わります!

利用料 無料

建築士サポートセンター開設

~ 申請図書の作成や省エネ適判申請手続き等について個別にサポートします ~

令和7年4月に改正建築基準法·改正建築物省エネ法が全面施行され、主に次の3点が変更となります。

改正法の円滑な施行に向けて、国土交通省による周知事業の一環として、全都道府県において申請図書の作成や省エネ適合性判定の申請手続き等について個別にサポートする体制を構築することとされており、福岡県におきましては(一財)福岡県建築住宅センター内に「建築士サポートセンター」を開設いたします。

①4号特例の見直し

- ⇒ 現4号建築物のうち階数2以上又は延べ面積200 ㎡超(新2号建築物)は特例対象外となり、構造関係規定を含むすべての規定が審査対象となります。(必要図書の増加)
- ②木造の壁量基準等の見直し
 - ⇒ 地震力に対する必要壁量や柱の小径の最小寸法の算出方法等が変わります。
- ③省エネ基準への適合義務化
 - ⇒ 原則すべての建築物において省エネ基準への適合が義務化され、仕様基準による場合や設計 住宅性能評価書等を取得する場合を除いて、省エネ適合性判定の手続きが必要となります。

【 建築士サポートセンターの概要 】

- ●サポート内容
 - 1)申請図書関係
 - ・新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法 等
 - ②構造関係
 - ・壁量計算等の改正概要、設計支援ツールの使用方法等
 - ③省エネ関係

令和8年1月末まで延長

- ・省エネ適判の手続き方法、仕様基準によるチェック方法、外皮計算シート及び 一次エネルギー計算プログラムの参照先・入力方法、等
- ●実施期間 令和7年1月6日 ~ 令和7年6月30日(予定)
- ●実施方法 対面(本部事務所:福岡市中央区天神)又は オンライン(ZOOM)
- ●申込方法 WEB フォーム 又は 申込書の提出(メール・FAX) (お申込み受理後に日時調整のご連絡を差し上げます。)
- ※上記の個別サポートは、原則として<u>相談に係る物件の申請予定図書等のご提出</u>が必要となりますが、図書等の作成前段階での電話対応(法改正情報参照先のご案内等)も致しますので、 法改正についてわからないことや不安なことがありましたらお気軽にご相談ください。
- ※このサポートは具体的な設計提案や基準への適合確認を行うものではありません。
- ※国の予算の範囲内で実施するため、予定件数を超えた場合はお断りすることがあります。



【申込のご案内】 https://www.fkjc.or.jp/jigyo/support/

【お問い合わせ】 (一財)福岡県建築住宅センター

TEL: 092-713-1527

電話番号は他業務と兼用していますので「建築士サポート」とお申し出ください。

